

議案第69号

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) こども家庭庁の設置に伴う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

世田谷区立障害者福祉施設条例（平成19年12月世田谷区条例第64号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号及び第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。